

協定のために努力すべきことを申合せたのであつたが、既に
 黨が現實に對立分離してゐる以上、この努力も實際には効を
 奏し得なかつたことは止むを得ないことであつた。
 2. 其他の選挙闘争としては本年五月兵庫縣尾崎市會の
 改選に際しては我が同盟より山下榮二君を全國労働大衆黨公
 認候補として應援一〇六票にて當選。六月舉行された東京並
 に神奈川の府縣會選挙に於ては、黨と協力して我が同盟も極
 力戦つたが、諸種の事情のため遂に一名の當選者をも得るこ
 とが出来なかつた。

(三) 社會大衆黨の成立

我國の無産政黨運動は全國労働大衆黨の成立により著るし
 く整理統一され社會民衆黨との合同のみが残された問題であ
 った。然るに、大衆黨の昭和六年度大會は、その運動方針に
 於て「全國労働黨の成立は我國無産政黨の最後の統一である」
 とし、社會民衆黨は將來これと合同すべきではなく粉碎すべ
 しとの説明がなされたのであつたが、我等は既に右大會に於
 ても、單一無産政黨の結成を通じての労働組合戦線統一の必
 要なることを主張し、戦線統一に關する我が同盟の方針を黨
 大會に反映せしめたのであつた。

然るにその後、總選挙に於ける對立抗争の批判が急速に猛
 頭せるフアッシュ問題を中心に、フアッシュ反動の粉碎の旗
 の下に無産階級運動の全戦線を統一すべき客觀的條件が造り
 出され、こゝに全國労働大衆黨と社會民衆黨との合同の可能

性が現實の問題として表面化するに至つた。しかして、この
 情勢は、社會民衆黨内部に於けるフアッシュ派(赤松派)と
 反フアッシュ派(總同盟、海員組合、官業労働等の組織労働
 者層)の對立が次第に表面化され、四月十五日同黨の擴大中
 央委員會に於て赤松派が敗れ、遂に社會民衆黨内部のフアッシュ派
 は同盟を脱黨して國家社會主義政黨を樹立することを表明す
 るに至り、殘留せる社會民衆黨の労働者層との合同による單一無
 産政黨の結成の可能性は急速に具體化し來つた。とは云へ是
 等の事情は主として社會民衆黨の内部事情によつてかもし出され
 たものであつて、大衆黨は前記の運動方針の決定もあり、そ
 の他別に大衆黨自體の党内事情のために、當初はこの合同運
 動に對して著るしく消極的であつた。然し乍ら、既に外部の
 事情がかくの如く變化したる以上、そして又大衆黨自體も内
 部のフアッシュ的傾向を克服して強力な競争主體を完成すべ
 き必要に迫られてゐた事も事實であつたのであり、この間
 に處して我が同盟は、この情勢を正確に認識し、党内に於て
 積極的に社會民衆黨との合同を主張すると共に、兩者の合同こそ
 が我國労働組合の戦線統一に最もよき條件を造り出すことを
 信じた我が同盟は、社會民衆黨の諸團體と協力して、兩黨合
 同のために努力した。

この間の事情は社會民衆黨の先日四月十四日、同盟支持の
 四團體(總同盟、海員組合、官業労働、港灣聯盟)が、「我等社會民衆黨支持團體は現下の社會情勢に鑑み、我が政
 黨の樹立を必要かと思ひ、本年年度大會の戦線統一に關する決議と

本黨として競争せる無産勢力を中心とする一大無産政黨の樹立に前
 づけて聲明す」
 との聲明をなしたることによつても明確であり、四月二十九
 日には労働クラブ加盟兩黨支持團體(前記各團體に我が同盟
 を加へ)は

「(前略)労働組合戦線統一促進の立場より社會大衆黨が可及的速
 やかに合同を完成せんことを要す」
 との聲明をなして、夫々支持政黨の合同に協力すべきことを
 申合せたのである。

これに先立ち、全國労働大衆黨も、社會民衆黨の分裂がも
 早や決定的となるや四月十四日常任中央執行委員會の名をも
 つて左の聲明書を發表し、社會黨との合同の用意あることを
 明らかにした。

聲明書

資本主義の危機を前に、日本共產黨の解消作用を一應懸望せる我國
 無産政黨は、今フアッシュの腐蝕作用に瀕はれつつあるこのとき
 に當り、社會黨は小アル分子の國家社會黨樹立派と労働者分子の無
 産黨戦線一派に對立し將に分裂せんとしてゐる。かかる動向を中心
 に大衆の間に新なる合同統一の機運が動き始めた。我黨は多年戦
 線統一のために戦ひ無産階級闘争力の絶對的増大を圖り來つたので
 あるが、情勢の發展のために力闘すべき階級的義務を想ふ。我黨は在
 來の幾々たる行懸りや言説を越えて單一無産政黨の樹立へそれを通
 じての労働組合の統一及び大衆的労働結合こそが、没落資本主義の
 打倒とフアッシュ粉碎の基本的にして具體的なる階級戦線なりと信

ず。我黨はこれらの腐蝕作用のために有らざる用意を待つべきこと
 こそを聲明す。

かくて四月十六日社會黨が分裂するや、本部指導權を握れ
 る殘留派は十六日直ちに大衆黨に對して、兩黨の間に於て
 新黨組織に關する協議會を持つべきことを提議した。而して
 この提議に對しては、四月二十五日の大衆黨の常任執行委員
 會は合同に關する基準を作製してこの基準に従つて合同すべ
 きことに方針を決定した。而してこの合同方針は、その後五
 月二十五日の中央委員會に於て正式決定を見るに至り、五月
 二十八日兩黨合同の第一回協議會が成立し、直ちに合同準備
 を進めた結果、前後三回の合同協議會と數次の小委員會を開
 催して合同準備を完成し、七月二十四日遂に合同新黨社會大
 衆黨の結成を見るに至つた。(全國労働新聞第三八、三九、四
 〇、四二、四三、四四號参照)尙ほ大衆黨の合同基準は次の
 如くであるが、この案は合同協議會を通じて實質的に全て承
 認されたものである。

合同基準 (全國労働大衆黨中央委員會決定)

- 一、合同の目的
 - (イ) 没落資本打倒のための單一無産政黨の結成。
 - (ロ) 労働組合戦線の具體的統一。
 - (ハ) 労働提攜の強化、中間社會層への働きかけの強化。
 - (ニ) フアッシュ反對戦線の強化。
- 二、新黨の性質及び方針
 - (イ) 労働者、農民、一般無産者の社會主義的大衆黨たること。